

●ひとり親家庭等医療に係る所得制限

母子家庭(父子家庭)において、児童を監護する母(父)又は父母のない児童を養育する養育者と、これらの者の配偶者及び扶養義務者について所得制限を設けており、前年(1月から9月までの間に受けるひとり親家庭等医療費については、前々年)に一定額以上の所得があったときは対象者とはなりません。

児童扶養手当準拠

(単位：万円)

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	192	236
1人	230	274
2人	268	312
3人	306	350
4人	344	388
5人	382	426